

原告代理人の西山です。

この意見陳述では、3つの事柄をお話させていただきます。

一つ目は、公務員が他人の人種差別行為を助長することや擁護、支持することもまた、人種差別撤廃条約上、許されないことであること

二つ目は、人種差別撤廃条約において、人種差別に当たるか否かの判断に当たっては、行為者の人種差別の意図等の主観的な要素の立証は、必ずしも必要がないということについて

そして、最後に、本件で警察官が原告の個人情報に訴外男性に提供した行為もまた、人種差別に当たることについてです。

一つ目の項目について、述べます。

人種差別撤廃条約では、締約国の公務員が負う義務として、公務員自らが人種差別行為を行わないことだけでなく、他人の人種差別行為を助長したり擁護、支持したりしないことが定められています。

具体的には、人種差別撤廃条約2条1項(a)において、各締約国では、「個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保すること」が義務付けられ、国及び地方の全ての公の当局者及び機関に含まれる警察官が、自ら人種差別の行為に従事しないことが確保されなければならないとされているところ、警察官が自ら人種差別行為を行うことだけでなく、同条同項(b)では、「いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないこと」も約束されています。

つまり、警察官は、自ら人種差別行為を行わないことはもちろん、他人による人種差別行為を、擁護したり支持したりしてはならないという義務も負っているのです。

本件の警察官らの言動についても、警察官自らが行ったという側面と、訴外男性の人種差別的言動の擁護又は支持したという二つの側面があります。

訴外男性の人種差別的な言動を制止せず、「どうせお前が蹴ったんだろう」等と言って、予断と偏見を持って一方的に訴外男性の言い分を信じ、原告らのみを警察署に同行させ、原告娘を母と引き離す、トイレに行くこともオムツを替えることも許されない、長時間の事情聴取を行って、原告らに耐え難い身体的・精神的苦痛を与えた警察官自らの行動はもちろん、「ガイジン」「帰れ」

「ゴミ」などと人種差別的な発言を繰り返していた訴外男性を制止せず、それどころか同調して「どうせお前が蹴ったんだろう」等の発言を行ったことは、訴外男性という個人による人種差別を擁護又は支持したという点でも許されないことであることを、強調しておきたいと思えます。

次に、人種差別に当たるか否かについては、公務員の人種差別の主観的な意識を立証する必要はない、という点について述べます。

人種差別撤廃条約の1条1項は、「人種差別」の定義について、対象者の諸権利の認識、享有、行使を妨げ、又は害する「目的又は効果」を有するものと定めています。目的及び効果、ではなく、目的「又は」効果ですから、目的又は効果のいずれかが存在すれば、足りる、ということになります。

本件で被告は、警察官らが人種差別的意識を持って、原告らを取り扱ったことはないとして、人種差別行為であることを否定しています。

しかしながら、警察官らの人種差別的意識が立証されなかったとしても、正当化できない差別的影響があったと客観的に認められれば、人種差別に当たるという評価を免れることには、なりません。

最後に、これは今回提出した書面での追加の主張になりますが、本件で、警察官が、訴外男性に、原告の個人情報原告の承諾なく提供したことが、人種差別撤廃条約上の人種差別を助長した行為に当たり、違法であるという点について述べます。

訴外男性は、警察官が自分に同調する態度を取ってくれたばかりか、希望通りに、原告の個人情報を提供するという便宜まで図ってくれたことで増長し、ツイッター上で、「警察からは注意喚起として写真掲載の許可を得ています」と言って、原告母の写真を掲載したり、国籍を投稿したり、原告娘の写真を掲載し「殺人未遂犯」と記載して、併せて原告らの信仰する宗教を侮蔑する記載をしたり、原告母の名前や居住地域を投稿したりしており、深刻な二次被害が生じています。

個人情報を提供しなければ、なされなかった投稿もあることを考えても、個人情報を提供したことで、訴外男性の人種差別的行為を「助長」したと評価されなければならないと考えます。

以上で、意見陳述を終わります。

以 上